

その67 遺族との意思の疎通を

エンディングノートに何もかも書いてあるから、遺言書は特に必要ないと思われる人がいます。

しかしご存じでしょうか、エンディングノートには法的な効力がなく、ご自分の死後、ノートに書いた内容は実行されるとは限らないということです。では、遺言書に全て遺せばよいのかというと、これもまた書ける内容が法律で決まっており、主に財産相続に関する事になります。ですから、それ以外の葬儀や納骨のこと、家族と仲良く暮らすようになどの事で思いを残したいと思っても、これもまた法的効力がないのです。

じゃあ財産以外のことはどのように希望を遺せばよいのでしょうか。たとえば、一人暮らしで身近に頼れる人がいないといった場合は「死後事務委任契約」を生前に社会福祉協議会などと結んでおくという方法もありますが、どなたでもやはりエンディングノートを書いておいてほしいと思います。

前述のとおり「ノートには法的効力がなく内容が実行されるとは限らない」としましたが、遺族の負担を減らすためにはやはり必要なものなのです。

そして「エンディングノートがあって良かった」と思われるためには、独りよがりにならないように遺族と話し合いながら、時には意見も聞き入れながら書くということです。また普段から話せるなら「ノートは必要ないのでは」と思われるかもしれませんが、自分の気持ちだけを一方的に書き記してあったり、遺族となる人を驚かせるような内容では、かえってノートの存在が負担になるということもあります。

エンディングノートは人生の終わりに必要な事を整理するために必要不可欠なものであり、本人と遺族との意思の疎通を図るためのツールでもあるのです。

その68 子どもがいない夫婦の相続

子どものいない夫婦の中には「自分たちには子どもがいないから、相続人は配偶者だけだ」と考えている人がいるかもしれません。

確かに亡くなった人の配偶者は法定相続人になりますが、子どもがいない場合、亡くなった人の実父母やきょうだいも相続人となります。

それぞれの相続分は、親がいる場合は、配偶者が3分の2、親が3分の1を相続し、親が亡くなっており、きょうだいがいる場合は、配偶者が4分の3、きょうだいが4分の1となります。またきょうだいが亡くなっていれば、そのきょうだいには代襲相続が発生し、きょうだいの子（甥や姪）が代わりに相続人となります。但し、この場合の代襲相続は一代限りとなり、甥や姪も亡くなっていれば、それ以上の代襲相続は起こりません。

ですから、もし配偶者だけに相続してもらいたい希望があるのなら、遺言書を作成するとよいでしょう。

相続における遺言書作成は義務ではありませんし、当然のことながら、夫のものは妻のものであり、妻のものは夫のものと考える人がほとんどかもしれません。

しかし、前述のとおり相続権は親きょうだいにも及んできますので、遺された配偶者の今後の生活を心配するのであれば、可能な限り遺言書を作成したほうがよいでしょう。

遺言書は、法律で決められた方式によるものでなければならぬことに注意が必要です。いつでも自分で作成できるのは自筆での遺言書ですが、法律に基づいた内容となると文面は専門家に相談して作成するか、形式の不備を避けるのであれば、公証役場で作成する公正証書遺言をお勧めします。